

発議第4号

核兵器のない世界をリードするため核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書

標記について、高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）第14条の規定に基づき提出する。

令和6年12月20日提出

提出者 高山市議会議員 西 田 稔

賛成者 高山市議会議員 水 門 義 昭  
上 嶋 希代子  
松 山 篤 夫  
倉 田 博 之  
中 箴 博 之  
伊 東 寿 充  
丸 山 純 平

## 核兵器のない世界をリードするため核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書

世界の分断と対立が深まる中で、核軍縮をめぐる安全保障環境は、ウクライナを侵略するロシアの核ドクトリン改定や北朝鮮の動向など、明日にでも核兵器が使われるかもしれないという危機的な状況にある。

2021年に発効した核兵器禁止条約は、ヒバクシャの実体験にもとづく苦しみと努力を明記し、二度と同じ苦しみを誰にも経験させないとの強い思いで、核兵器に関する開発、製造、保有、使用、そして使用の威嚇まで、あらゆる行為を例外なく禁止した国際条約となっている。

この条約の採択を実現させたのは多くのNGO（非政府組織）であり、その中の日本原水爆被害者団体協議会が今年のノーベル平和賞に選ばれたのは記憶に新しいが、最終的なゴールは核兵器の禁止に留まらず、その廃絶にあり、核兵器の非人道性を全世界に広め、核に依存しない安全保障を探る努力と、世論の圧倒的な支持、後押しが不可欠である。

現段階ではこの条約に核保有国・依存国は加入していないが、条約が正式な国際法となったことで、核兵器が禁止すべき非人道兵器として認識され、既に核兵器への投資を止めた銀行や企業もあるなど、核に対する見方が変わってきており、こうした流れを加速させることで核兵器の拡散に歯止めをかけ、最終的には核兵器の廃絶へとつなげなければならない。

条約の適用と実施に向けて定期的開催される核兵器禁止条約締約国会議には、国際機関、NGOのほか条約未参加国も出席し議論に参加できることを踏まえ、今こそ、国や立場の違いを超え、核兵器廃絶に向けた具体的な方法についての対話を始める時である。

唯一の戦争被爆国である日本には、そうした運動の環境を整備し核兵器のない世界をリードする責任があり、最も強い説得力を持つ立場から溝が深まり対話もできなくなった核保有国と非保有国との対話の「橋渡し役」を務めるべきである。

よって、国におかれては核兵器廃絶に向けて2025年3月に開催予定の核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月20日

高山市議会